

青森県報

第二千二百四十七号

平成十五年
十一月四日
(火曜日)

目次

告 示

生活保護法による医療機関の指定	(健康福祉)	一
生活保護法による施術者の指定	(政策課)	一
生活保護法による施術者の指定	(同)	一
結核予防法による医療機関の指定	(健康医療課)	二
家畜伝染病の発生	(畜産課)	二
公有水面埋立ての免許の出願の要領	(漁港漁場整備課)	二
青森県指定金融機関等の指定の一部改正	(経理課)	四
公 告		
争議行為の通知の公表	(労政・能力開発課)	四
土地区画整理組合の事業計画変更の認可	(都市計画課)	四
建設業者の許可の取消し	(弘前県土整備事務所)	五
右 同	(同)	五
右 同	(同)	五

告 示

青森県告示第六百九十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助

のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十五年十一月四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
サカエ薬局勝田 すずらん調剤薬 局勝田店	青森市勝田二丁目九の二一 青森市奥野一丁目一の二七	平成五・九・二 一五・一〇・一五
スーパードラッグ アサヒ調剤薬 局	弘前市大字宮川一丁目二の二三	一五・一〇・一
クローバー調剤 薬局旭町店	黒石市旭町九の二	一五・九・一五
こおり耳鼻科ク リニツク	上北郡下田町緑ヶ丘二丁目五〇の二〇八〇	一五・一〇・一
クローバー調剤 薬局北美店	黒石市北美町一丁目七三	一五・一〇・一四
天馬調剤薬局 ひらの薬局	むつ市中央二丁目五の五 南津軽郡藤崎町大字葛野字前田六一の五	一五・一〇・一

青森県告示第六百九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十五年十一月四日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	住 所	施 術 所 名 称	施 術 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
八 桁 友 紀	青森市造道三丁目 二四の四	八桁接骨鍼 灸院	青森市造道三丁目 二四の四	平成 一五・九・一

青森県告示第六百九十九号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第四百四十二号）第二条の六第一項の規定により告示する。

平成十五年十一月四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定年月日
ふじた脳神経クリニック 津軽保健生活協同組合健康クリニック	むつ市中央二丁目五の五 弘前市大字野田二丁目二の一	平成一五・一〇・二七 一五・一〇・一六

青森県告示第七百号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成十五年十一月四日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜の別	頭数	発生場所又は区域	発生日
ヨ―ネ病	牛	患畜	一	西津軽郡車力村	平成一五・一〇・三
		疑似患畜	一	上北郡七戸町	一五・一〇・三

青森県告示第七百一号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第一条第一項の規定により、平成十五年十月二十三日公有水面の埋立ての免許の出願があったので、同法第三条第一項の規

定により、その要領を次のとおり告示する。

なお、その関係書面及び図書は、告示の日から起算して三週間、平内町役場に備えて置いて縦覧に供する。

平成十五年十一月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 出願人の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 出願人の住所及び名称

青森市長島一丁目の一
青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一
青森県知事 三村申吾

二 埋立区域

1 位置

東津軽郡平内町大字茂浦字月泊五一及び五二に隣接する国有林から同字六の二に至る地先公有水面

2 区域

次の地点との地点を直線で結んだ線、の地点から二二四度二一分八・〇五メートルの地点を円心とする半径八・〇五メートルの円周で、の地点からの地点までを順次に結ぶ円弧線、の地点から二九九度五三分三・九五メートルの地点を円心とする半径三・九五メートルの円周で、の地点と、の地点を結ぶ東側の円弧線、の地点と、の地点を直線で結んだ線、の地点から二一九度五五分四二・九九メートルの地点を円心とする半径四二・九九メートルの円周での地点との地点を結ぶ北東側の円弧線、の地点と、の地点を直線で結んだ線、の地点から二〇四度一七四分三・〇二メートルの地点を円心とする半径四三・〇二メートルの円周で、の地点と、の地点を結ぶ北側の円弧線、の地点からの地点までを順次に直線で結んだ線、の地点から三一九度三一分四・〇〇メートルの地点を円心とする半径四・〇〇メートルの円周で、の地点と、の地点を結ぶ南側の円弧線、の地点と、の地点を直線で結んだ線、の地点から三二四度四分七・五〇メートルの地点を円心とする半径七・五〇メートルの円周で、の地

点と②の地点を結ぶ西側の円弧線、②の地点と②の地点を直線で結んだ線、②の地点から一五八度二分一七・一〇メートルの地点を中心とする半径一七・一〇メートルの円周で②の地点と③の地点を結ぶ北側の円弧線、③の地点から⑤の地点までを順次に直線で結んだ線、⑤の地点から三〇三度四分六・三〇メートルの地点を中心とする半径六・三〇メートルの円周で⑤の地点と⑥の地点を結ぶ南側の円弧線、⑥の地点と⑦の地点を直線で結んだ線、⑦の地点から三二六度四一分二八・〇〇メートルの地点を中心とする半径二八・〇〇メートルの円周で⑦の地点と⑧の地点を結ぶ西側の円弧線、⑧の地点から⑩の地点までを順次に直線で結んだ線、⑩の地点から⑤の地点までを既設護岸海側線に沿って結んだ線及びの地点と⑤の地点を既設護岸海側線に沿って結んだ線により囲まれた区域

の地点 東津軽郡平内町大字茂浦地先に設置された茂浦港西防波堤灯台（北緯

四〇度五六分二九秒、東経一四〇度五二分二秒）から三〇二度三四

分四八七・九一メートルの地点

- の地点 ①の地点から三二五度五二分一・四〇メートルの地点
- の地点 ②の地点から一六九度五六分一〇・〇〇メートルの地点
- の地点 ③の地点から二四一度七分一〇・〇〇メートルの地点
- の地点 ④の地点から三二二度一七分一〇・〇〇メートルの地点
- の地点 ⑤の地点から八度五三分五・九〇メートルの地点
- の地点 ⑥の地点から三二五度七分五・二二メートルの地点
- の地点 ⑦の地点から三二四度一分一六・四五メートルの地点
- の地点 ⑧の地点から三二四度一分一六・四五メートルの地点
- の地点 ⑨の地点から三二四度一分一六・四五メートルの地点
- の地点 ⑩の地点から三二四度一分一六・四五メートルの地点
- の地点 ⑪の地点から三二四度一分一六・四五メートルの地点
- の地点 ⑫の地点から三二四度一分一六・四五メートルの地点
- の地点 ⑬の地点から三二四度一分一六・四五メートルの地点
- の地点 ⑭の地点から三二四度一分一六・四五メートルの地点
- の地点 ⑮の地点から三二四度一分一六・四五メートルの地点
- の地点 ⑯の地点から三二四度一分一六・四五メートルの地点
- の地点 ⑰の地点から三二四度一分一六・四五メートルの地点
- の地点 ⑱の地点から三二四度一分一六・四五メートルの地点
- の地点 ⑲の地点から三二四度一分一六・四五メートルの地点
- の地点 ⑳の地点から三二四度一分一六・四五メートルの地点
- の地点 ㉑の地点から三二四度一分一六・四五メートルの地点
- の地点 ㉒の地点から三二四度一分一六・四五メートルの地点
- の地点 ㉓の地点から三二四度一分一六・四五メートルの地点
- の地点 ㉔の地点から三二四度一分一六・四五メートルの地点
- の地点 ㉕の地点から三二四度一分一六・四五メートルの地点
- の地点 ㉖の地点から三二四度一分一六・四五メートルの地点
- の地点 ㉗の地点から三二四度一分一六・四五メートルの地点
- の地点 ㉘の地点から三二四度一分一六・四五メートルの地点
- の地点 ㉙の地点から三二四度一分一六・四五メートルの地点
- の地点 ㉚の地点から三二四度一分一六・四五メートルの地点
- の地点 ㉛の地点から三二四度一分一六・四五メートルの地点
- の地点 ㉜の地点から三二四度一分一六・四五メートルの地点
- の地点 ㉝の地点から三二四度一分一六・四五メートルの地点
- の地点 ㉞の地点から三二四度一分一六・四五メートルの地点
- の地点 ㉟の地点から三二四度一分一六・四五メートルの地点
- の地点 ㊱の地点から三二四度一分一六・四五メートルの地点
- の地点 ㊲の地点から三二四度一分一六・四五メートルの地点
- の地点 ㊳の地点から三二四度一分一六・四五メートルの地点
- の地点 ㊴の地点から三二四度一分一六・四五メートルの地点
- の地点 ㊵の地点から三二四度一分一六・四五メートルの地点
- の地点 ㊶の地点から三二四度一分一六・四五メートルの地点
- の地点 ㊷の地点から三二四度一分一六・四五メートルの地点
- の地点 ㊸の地点から三二四度一分一六・四五メートルの地点
- の地点 ㊹の地点から三二四度一分一六・四五メートルの地点
- の地点 ㊺の地点から三二四度一分一六・四五メートルの地点
- の地点 ㊻の地点から三二四度一分一六・四五メートルの地点
- の地点 ㊼の地点から三二四度一分一六・四五メートルの地点
- の地点 ㊽の地点から三二四度一分一六・四五メートルの地点
- の地点 ㊾の地点から三二四度一分一六・四五メートルの地点
- の地点 ㊿の地点から三二四度一分一六・四五メートルの地点

- ①の地点 ①の地点から三五四度三〇分一三・五三メートルの地点
- ②の地点 ②の地点から三三八度二分一〇・〇六メートルの地点
- ③の地点 ③の地点から二四一度一七分四・〇二メートルの地点
- ④の地点 ④の地点から二一九度四七分四・二一メートルの地点
- ⑤の地点 ⑤の地点から二一七度一八分五・一四メートルの地点
- ⑥の地点 ⑥の地点から二五七度四九分九・七一メートルの地点
- ⑦の地点 ⑦の地点から三〇一度五九分〇・六三メートルの地点
- ⑧の地点 ⑧の地点から二六度三五分〇・五四メートルの地点
- ⑨の地点 ⑨の地点から二九五度四六分五〇・〇〇メートルの地点
- ⑩の地点 ⑩の地点から二九五度五一分三・一〇メートルの地点
- ⑪の地点 ⑪の地点から二五度五一分三五・〇〇メートルの地点
- ⑫の地点 ⑫の地点から二四度三四分四・八四メートルの地点
- ⑬の地点 ⑬の地点から二五度三分七・八一メートルの地点
- ⑭の地点 ⑭の地点から二五度四分一九・五八メートルの地点
- ⑮の地点 ⑮の地点から二四度五二分一〇・〇〇メートルの地点
- ⑯の地点 ⑯の地点から二六度一三分一〇・〇〇メートルの地点
- ⑰の地点 ⑰の地点から二七度三四分一〇・〇〇メートルの地点
- ⑱の地点 ⑱の地点から二八度三七分五・三三メートルの地点
- ⑲の地点 ⑲の地点から二九度三分二・九五メートルの地点
- ⑳の地点 ⑳の地点から二〇度五四分一五・〇〇メートルの地点
- ㉑の地点 ㉑の地点から二二度三三分九・八二メートルの地点
- ㉒の地点 ㉒の地点から二二度四一分一〇・一六メートルの地点
- ㉓の地点 ㉓の地点から二四度一五分一〇・〇〇メートルの地点
- ㉔の地点 ㉔の地点から二五度三四分一〇・〇〇メートルの地点
- ㉕の地点 ㉕の地点から二六度五四分一〇・〇〇メートルの地点
- ㉖の地点 ㉖の地点から二八度一四分一〇・〇〇メートルの地点
- ㉗の地点 ㉗の地点から二九度一七分五・八二メートルの地点
- ㉘の地点 ㉘の地点から三〇度五一分一〇・〇〇メートルの地点
- ㉙の地点 ㉙の地点から三二度二分八・九三メートルの地点

3 面積

五、六九九・五四平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

東津軽郡平内町大字茂浦字月泊五一及び五二に隣接する国有林から同字六の二に至る地先公有水面並びに同字五一及び五二に隣接する国有林内

2 区域

次のアの地点からイの地点までを順次に直線で結んだ線及びアの地点とイの地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

アの地点 東津軽郡平内町大字茂浦地先に設置された茂浦港西防波堤灯台（北緯四〇度五六分二九秒、東経一四〇度五二分二二秒）から三〇二度五四分四四九・五六メートルの地点

- イの地点 アの地点から二二五度二六分七二・六三メートルの地点
- ロの地点 イの地点から三〇二度二八分二四四・七〇メートルの地点
- ハの地点 ロの地点から二五度五一分七九・二三メートルの地点
- ニの地点 アの地点から一〇五度一四分二二・四〇メートルの地点
- ホの地点 アの地点から一一二度二〇分三五・四八メートルの地点
- ヘの地点 アの地点から一一三度五二分三四・九九メートルの地点
- ヘの地点 アの地点から一一九度二六分四一・八九メートルの地点
- コの地点 アの地点から一二四度四七分四三・九二メートルの地点
- クの地点 アの地点から一三二度三六分四一・四〇メートルの地点
- ケの地点 アの地点から一三五度五分四〇・七七メートルの地点

3 面積

一一二、二六四・二四平方メートル

四 埋立地の用途

海岸環境施設用地

青森県告示第七百二二号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正し、平成十五年十一月八日から施行する。

平成十五年十一月四日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号の表中

「ユーエフジェイ信託銀行株式会社 青森市新町二丁目社青森支店」

を削る。

公 告

争議行為の通知の公表

青森市大字大野字山下一四三の七に所在する青森県医療労働組合連合会の執行委員長山本公行から労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により公表する。

平成十五年十一月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 争議行為の目的

賃金と雇用の確保、年末一時金の獲得

二 争議行為をなす日時

平成十五年十一月七日午前零時以降妥結に至るまでの期間

三 争議行為をなす場所

青森保健生活協同組合の全職場又は一部、津軽保健生活協同組合の全職場又は一部、八戸医療生活協同組合の全職場又は一部

四 争議行為の概要

右記の場所で全体的又は部分的に、あるいは断続的に、すべての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為を単独又は併用して行う。

土地区画整理組合の事業計画変更の認可

土地区画整理法（昭和二十九年法律百十九号）第三十九条第一項の規定により、弘前市安原第二土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規

定により次のとおり公告する。

平成十五年十一月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 組合の名称

弘前市安原第二土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成十一年八月十六日から平成十九年三月三十一日まで

三 施行地区

弘前市大字大清水字上広野、同大字字下広野、大字広野二丁目、大字大清水四丁目、大字安原三丁目及び大字清水森字村元の各一部

四 事務所の所在地

弘前市大字大清水四丁目九の五

五 設立認可の年月日

平成十一年八月十六日

六 変更内容

事業施行期間 平成十一年八月十六日から平成十八年三月三十一日までを
平成十一年八月十六日から平成十九年三月三十一日までに変更

七 変更認可の年月日

平成十五年十月二十七日

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十五年十一月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 さくらハウジング

二 氏名 藤田 修吾

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字土堂字早川一九八の二

四 許可番号 青森県知事許可（般 一三）第二〇〇〇一一号

五 取消年月日 平成十五年十月二十一日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十五年十月二十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十五年十一月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社栗原工業

二 代表者の氏名 栗原 勝春

三 主たる営業所の所在地 中津軽郡岩木町大字新岡字秋流一一五の七

四 許可番号 青森県知事許可（般 一二）第一四七二二号

五 取消年月日 平成十五年十月二十日

六 取消しに係る建設業の許可

管工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十五年十月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十五年十一月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社津軽クボタ
- 二 代表者の氏名 内山 龍一
- 三 主たる営業所の所在地 南津軽郡常盤村大字常盤字五西田七二の四
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一二)第一二一九二号
- 五 取消年月日 平成十五年十月二十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業、建築工事業、管工事業、機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十五年十月二十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市古川二丁目一七番五号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭